

(仮称)北本市住民自治条例制定の手順

秘書政策室

- ・ 広報、市HP、公共施設掲示板へのポスター掲示等における告知
- ・ 総合振興計画策定市民会議メンバーへのDM送付
- ・ 関係団体への参加依頼、北本ネット・SOHOサロン等関係機関サイトでの告知



【議会】(仮称)北本市住民自治条例策定に関する説明

【市民】(仮称)北本市住民自治条例に関する市民ワークショップメンバーの募集

【行政】職員プロジェクト・チームの設立

常時情報を提供

参加

参加

丁寧な時間をかける部分
より多くの参加者を集い、我がまち「きたもと」をより良いまちにするための条例制定であることを共通意識とするために行う

(仮称)北本市住民自治条例に関する市民ワークショップの開催

- ・ 【導入】他市で住民自治条例制定に携わった市民による講演会
- ・ わがまち「きたもと」の再発見
- ・ 本市における協働のまちづくりの在り方の討論
- ・ 市民力の再認識(市民による講演・市民レポート)
- ・ 住民自治条例の勉強 等

(仮称)住民自治条例研究懇話会設立

条例研究懇話会の構成員

- 1 ワークショップ参加者
- 2 協働推進策定委員会
- 3 職員プロジェクトの中から選任

条例素案の検討・協議

(仮称)市民協働・住民自治条例シンポジウム

シンポジウムのプログラム

- 1 条例素案の公表
- 2 協働に関する事例報告 等

市民ワークショップ参加者へ開催案内送付

研究懇話会から市長へ条例素案の提出

市での検討・協議

パブリックコメント

議会へ条例案提出(平成19年9月又は12月予定)